

阿賀野市条例第29号

阿賀野市水道給水条例の一部を改正する条例

阿賀野市水道給水条例（平成16年阿賀野市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。